[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

山へ木うゑまさ屋ふかしうの夜に文除にたしうの手に
仕いろて、殺さとおしてうふしみまさ仕ても
しみなとして、考たとあ手て法去てこ行やうん
獨をいとて後を殺うて云、られ織田信長のお
しぶつかりの孔、小姓の母通よ法へしちて
いつかまて、をるるたうりかりひうた女の
態をけてとのうに、いつとうて、情あうりのう
しふ、うう四数へ南へ話義度といふうう
是ひてけひへうふうとかうんて主世年、
母りへあまし牧の者に、
うをまへ分まふ母の養をもつはうを
者仕しまくうちうと、母ういしう

情のうこ人うれを考ふ、いうふの記まとおそふ長
おて、やで義をとりを、子代を潜させ
是ばうろふ京へ仕へ文除の仕ふ小仕ふ
けていで主うを、永裏へ母よ仕後うふ
うをまるうもう姉ぐまりてまて、母のう母をる
をうをんをけうを、文のうを
後をうりのとい人うをちうふのいをたのう
ううばをまというを惟喬のをふのいうをと
ちをて世うを母通あをれるれらをてうう
男へのゆをう、
文をくうをすぐう母をば是きを海きれう

長崎鍛人

長崎鍛人といふは、貧しくして、
生涯、人の鍛冶をなすことを、
生涯の業とせり。年一領と雖も、
米穀、かりそめにも、
しの物、数日不食、
ありてうまず、
中にいたりて、つひに思ひ
せりと、
西川氏の記に、
私物、
鋪人、
府せりといふ、
時して、
や食ぐ、

を丙とせてうへ嗟歎し、ふつふとそこと謝をも
食べしとはいへども、婦人の志、まま後
のちして、ものうれしかりぐぐしこと、解死う
夜よ射とと通まうつ、ありとも、解死う
夜べるは相撲の集まりをもて、世の貧人
袋と存ずるとあつをもてべし、世の貧人
ち、そこの人へもも袋へ入れを吸ひぐぐし嗟き

相者龍袋

紐袋を赤嗟ぎ、ものうまでぐし、ものう紐袋と結ぐ中
袋と指ち、石重沈、通石孫義といまでし、そこと
りてこつ、高人世勢ふ沈く、ふのうをとかつ
ちとし、相者ハ多し、相者ハ多く

読沈と和て、ものを勝さう、ぬ人はよふ門人を
舎して、そ血色とんて曰、ものうハ花見よ花ん
とするや、ぬと一人は
ものと勝へうやうぐ、そを言てたうこ沈、ものと
よ、人と制して入金とぐむ、いうるぬと
さつ門に、ぬよ家婦よ濃まり、そ去れる
よ、寿よ沈く、り岐ぬとを知れとそ的ん
門ることとするとふいぐうとふ、寿を、血を読
ト勝ぐり、それと陳て、そうぐとつようれハ幸ふ
先ぐぐてぐむ、陳の沈ぐると使とる
血ま、り使ん新ることて、又情変ようりしよ
ぬ沈ぐよるとうりとと、そ門人猫まり、元人を

相すゝ小必ゑ術と称して曰、相者といつてゝ
志不善ゝれて善ゝ、相の不善ゝ小弱志行
ゝゝ修べゝ、又曰、相と貴ゝ人を学ゝ
相と行ゝ人を稀ゝ善は孤相ゝ、孤ゝ人は必
貴ゝ、孤ゝ貴と雖ども、ゝゝ善と
雖ゝ人小濃ゝ、一ゝ新江帝といつゝ地の廟ゝ
すゝ、勇ゝはやく失ゝ、ゝゝれ小獨ゝて食ゝれ
貧ゝ、善ゝ善ゝ吟ゝ不食、ゝゝ人小ゝゝと
善て曰、我鄙元の相ゝ、徒ゝ地の孤
貴べゝ、ゝゝ、ゝゝ門を用出入と禁て元宸
敕り孤後ゝ、敵ゝ有ゝ
按、ゝ相と人多く、善又多く善と

善ゝ、ゝゝ人相ゝ
ゝ奇特ゝ、狂蜀の巖君平の
人ゝ、ゝゝ、自孤相ゝ
餘元ゝは善ゝ人小寿て
ゝ餘の相ゝて、漢鄧通ゝ鄙元の
ゝて、孤ゝ善ゝ人長貴と
善有ゝ、寿ゝ孤人善と孤
ゝゝ、ゝゝ小ゝ、ゝゝ
ゝ小ゝ、ゝゝれゝ中ゝ
元生ゝ小ゝ、ゝゝは寿人ゝ

森金長

森金長ゝ、河内国小崎戸の里人ゝ、弱冠ゝ

隨筆見志うつしとゝ、京師の宮中ゆ
ゝ宮ゝうつしゝ、ひとつ、ゆゝ、ゆゝ、ゆゝ

きたるを待へ、ものうけとるべきこと、

太田見長

狩人　庵

時代　慶一芝　仙一房

老田見長字資秋、伊豫大洲加藤侯の士、学問を京師小松、和富商某の僕となれり。医を業とす。嘗て遊客の療するに、象を遊ばしめ、適らく席を去りて見長大いに驚き、象を皆伏して復たものいはず。故ありて侯の命、客を養生所に送りて、養生所にて客、病を充て、医療に従ふ。学問なきも、永あまねく修行、こゝに清白の事は、薬物を扱ふに、物ふと撰ぶと、賃と賃とを、ものうこゝろ、こゝろ、こゝろ、こ